

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業としての意思決定及び責任体制に関する公平性、透明性、適法性を、株主並びに社会に対して明確化することであると認識し、重要な経営課題と位置づけております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社中部写真	1,918,710	41.60
富士フイルム株式会社	753,000	16.32
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	192,000	4.16
有限会社樹	150,000	3.25
大島 康広	52,784	1.14
プラザクリエイト従業員持株会	49,145	1.06
株式会社浅沼商会	27,000	0.58
松田産業株式会社	26,900	0.58
日本生命保険相互会社	26,000	0.56
プラザクリエイトFCオーナー持株会東日本	23,400	0.50

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 ———

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 大阪 JASDAQ

決算期 更新 3月

業種 更新 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 <small>更新</small>	10名
定款上の取締役の任期 <small>更新</small>	1年
取締役会の議長 <small>更新</small>	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役の選任状況 <small>更新</small>	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 <small>更新</small>	設置している
定款上の監査役の員数 <small>更新</small>	5名
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室(1名)は、監査役とともに業務執行状況についての監査を行い、業務執行が管理規程及び決裁権限に定められた手順に従っているかをチェックする体制をとっております。また、監査役並びに会計監査人は、年間監査計画並びに監査業務報告等の定期的な会議を含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況 <small>更新</small>	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
手塚 一男	弁護士				○				○	
土屋 章	公認会計士								○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
手塚 一男	○	昭和42年4月 第二東京弁護士会登録 昭和42年4月 兼子・岩松法律事務所入所(現在に至る) 平成10年6月 当社監査役(現任)	弁護士として法曹界における豊富な経験と法律の専門家としての見識から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断いたしております。 また、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性・実効性を確保しております。
土屋 章	○	平成2年9月 ダイヤ監査法人設立 代表社員(現任) 平成14年6月 当社監査役(現任)	公認会計士として豊富な経験と財務・会計の専門家としての見識から、当社の社外監査役に適任であると総合的に判断いたしております。 また、当社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はなく、社外的観点から適宜意見を頂き、独立性・実効性を確保しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

2名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

実施していない

該当事項に関する補足説明 更新

現在、当社は、取締役へのインセンティブ付与に関する制度は採用しておりませんが、今後、業績における影響額を含め検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者

該当事項に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新

個別報酬の開示はしていない

該当事項に関する補足説明 更新

事業報告及び有価証券報告書に社内取締役及び常勤監査役並びに社外役員の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、連結会計年度ごとに業績等を考慮して取締役並びに監査役が協議して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役への情報伝達は、監査役会の招集等を常勤監査役が行っております。また、取締役会の招集等は取締役会事務局(総務部)が担当しており、取締役会の議案に関する事項など招集にあたっての資料を事前送付しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役制度を採用しており、本制度のもと当社の取締役会は、少数構成で機動的かつ効率的な意思決定を図っており、毎月1回の定例会議のほか、必要に応じて臨時会議を開催し、リスクの発見と未然の防止に取り組んでおります。監査役会は、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されており、毎月1回開催される取締役会議に出席し、定期的に取り締役から業務の執行状況の報告を受けております。

また、取締役会の下にCP(コンプライアンス)&RM(リスク管理)委員会を設置し、代表取締役社長が委員長を務め、事業リスクの種別ごとに各部署がリスクの評価を行うこととしております。

当社は、内部統制委員会事務局を中心に社内体制を構築し、内部監査室(1名)は、監査役とともに業務執行状況についての監査を行い、業務執行が管理規程及び決裁権限に定められた手順に従っているかをチェックする体制をとっております。また、内部監査室及び監査役並びに会計監査人は、年間監査計画並びに監査業務報告等の定期的な会議を含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

当社の会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと契約しております。

平成23年3月期の監査内容は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 伸介

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 阪田 大門

監査業務に係る補助者は、公認会計士4名と会計士補等5名であります。

また、監査報酬の内容は、監査証明業務に基づく報酬額38,000千円であります。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、監査日数及び当社の規模・業務の特性等を勘案し、連結会計年度ごとに監査法人と協議して決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役は選任しておりませんが、社外監査役2名を選任しております。当社は、取締役会において、社外監査役による専門的かつ客観的な意見を取り入れており、業務執行における監視機能が有効に機能していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(第2四半期及び決算期)証券アナリスト向けに決算説明会を開催しております。 最近の実施内容 2010年11月9日 2011年3月期第2四半期決算説明会 2011年5月19日 2011年3月期決算説明会	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.plazacreate.co.jp/investor_01.html (1)トップメッセージ(経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な経営戦略、対処すべき課題、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方、利益配分に関する基本方針) (2)財務情報(有価証券報告書、決算短信、決算説明会資料) (3)IRカレンダー (4)IRニュース(決算短信、適時開示等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部長が情報開示担当責任者に就き、管理本部内に情報開示担当者(IR担当)を置いております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	・「プラザクリエイイトグループ行動憲章」を定め、当社グループが広く社会に有用な存在となるべく、法令等社会ルールの遵守と持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動するようすべての役員並びに従業員に啓蒙しております。 ・CP(コンプライアンス)&RM(リスク管理)委員会規程、個人情報保護規程などの社内規程を設けております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	店頭において使用済みレンズ付フィルムの回収及びDPE処理済み廃液のリサイクル活動を行っております。また、店舗で消耗する受付袋・写真整理袋などを環境に配慮した素材への切り替えを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	公正かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高め、法令順守は当然として、開示規則等に該当しない情報につきましても、ステークホルダーにとって有用と判断した情報は、積極的かつ公平に開示していく方針です。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、事業の持続的な発展とともにリスクの発見・防止においても最も重要な経営課題と認識しております。このため、以下に掲げる「内部統制システム構築の基本方針」のもと内部管理体制を整備し適切に運用しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
代表取締役は、コンプライアンス担当の取締役を任命し、当該取締役の指揮、監督のもと『プラザクリエイティブグループ行動憲章』に基づきコンプライアンス体制を確立・進展に努めてまいります。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき、書面又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理するとともに、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態を維持してまいります。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
事業活動の全般に係るリスクの管理については、社長を委員長とするCP(コンプライアンス) & RM(リスク管理)委員会を設置し、社内規程及びガイドラインに基づきグループ全体のリスク管理並びに当社及びグループ各社の業務執行に係るリスクの管理にあたってまいります。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、法令又は定款で定める事項及び経営上の重要事項の決定、並びに各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、原則として週1回の頻度で取締役及び常勤監査役の出席する会議体を設け、迅速かつ効率的な意思決定ができるよう努めております。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及びグループ各社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ各社間での内部統制が効率的に行われる体制を整備しております。また、関係会社管理規程に従い、グループ各社の重要事項の決定にあたっての当社の承認手続き等、その業務の適正性を確保してまいります。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立制に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その要請に応じて適切な人材を配置する体制を整備しております。監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けず、取締役からの独立性を確保してまいります。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、職務の執行に関する法令違反、不正行為の事実等について、監査役に報告する体制及び監査役からの要請がある場合には、その事実を速やかに報告する体制を整備してまいります。
8. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役、使用人、会計監査人と適宜意見交換の場を設定し、監査の実効性を確保してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、反社会的勢力及び団体との一切の関係を遮断するため、グループ憲章を定め、適切に行動することを基本方針としており、グループすべての役員並びに従業員に周知徹底しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新 なし

該当項目に関する補足説明 更新

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後とも内部統制システム及びコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る当社の基本方針

当社は、株主・投資家の皆様に適時に、公平かつ迅速で正確な情報開示を行うことで企業の透明性を高めることを基本方針とし、各種法令及び大阪証券取引所の定める規則に則り、適時、適切な情報開示に努めております。また、開示規則等に該当しない情報につきましても、株主・投資家の皆様にとって有用と判断した情報は、適切な方法により、積極的かつ公平に開示していく方針であります。

2. 会社情報の適時開示に係る当社の社内体制

当社の適時開示は、管理本部長が情報開示担当責任者に就き、管理本部内に情報開示担当者（IR担当）を置いております。

決定事実につきましては、取締役会での付議議案提出の前に、情報開示担当者（IR担当）及び経営企画室において、適時開示事項のチェックをおこなうとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、取締役会での決議後、情報開示担当役員の指示に基づき、情報開示担当者（IR担当）が開示手続きを行っております。

発生事実につきましては、各部署より事象が発生しましたら直ちに情報開示担当役員及び情報開示担当者（IR担当）並びに経営企画室に報告され、情報開示担当者（IR担当）及び経営企画室において、適時開示事項のチェックをおこなうとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者（IR担当）にて開示手続きを行っております。

決算情報につきましては、経理部がとりまとめ、監査法人と協議の上、情報開示担当役員に報告され、情報開示担当役員が最終的な確認をおこない、事前に経理部及び経営企画室において、適時開示事項のチェックをおこなうとともに、開示事項に該当すると判断された場合には、情報開示担当役員の指示に基づき、直ちに情報開示担当者（IR担当）にて開示手続きを行っております。

また、上記の適時開示と同時に当社ホームページにおいても掲載し閲覧に供しております。

【参考資料：模式図】

